

第16号議案

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件
神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第15号を次のように改める。

- (15) 浴槽は、毎日完全に排水し、及び洗浄すること。ただし、次に掲げる措置を講じる場合は、1週間に1回以上完全に排水し、及び洗浄することとする。
- ア 浴槽水を浴槽外に設置したろ過器（微細な粒子、繊維その他これらに類するものを除去する装置をいう。以下同じ。）でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けた場合
- イ 浴槽水の性質上、循環ろ過装置を設けることができない場合で、かつ、浴槽水の清浄を保つ措置として規則で定める措置を講じている場合

第4条第1項中第30号を第33号とし、第18号から第29号までを3号ずつ繰り下げ、同項第17号中「大腸菌群及びレジオネラ属菌」を「大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌」に、同号アの表中

過マンガン酸カリウム消費量	1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	を
大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	

有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素（TOC）にあつては1リットルにつき3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	に
----------------------------------	---	---

大腸菌	検出されないこと。
-----	-----------

改め、同号イの表中

過マンガン酸カリウム消費量	1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
---------------	-------------------------

を

有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素（TOC）にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
----------------------------------	---

に

改め、同号を同項第20号とし、同項第16号を削り、同項第15号の次に次の4号を加える。

(16) 浴槽水は、その性質に応じた有効な方法で消毒を行うこと。ただし、循環式の浴槽を設けていない場合で、かつ、適切な衛生管理がされている場合はこの限りでない。

(17) 循環ろ過装置を設ける場合は、次の措置を講じること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上洗浄するとともに、適切な方法で定期的に生物膜を除去すること。

イ 循環配管（浴槽水を循環させるための配管をいう。）は、適切な方法で定期的に生物膜を除去すること。

(18) 入浴設備の清掃及び消毒については、第15号及び第17号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に従い、適切な方法で行うこと。

ア 水位計配管（水位計に通じる配管をいう。）は、定期的に消毒を行い、生物膜を除去すること。

イ シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

ウ シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを1年に1回以上洗浄及び消毒すること。

エ 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪その他比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）は、毎日清掃し、及び定期的に

消毒すること。

オ 貯湯槽（湯水を貯留する槽をいう。）は、定期的に清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。

カ 上記以外の設備については、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(9) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

第4条第2項第1号オ中「前項第17号」を「前項第20号」に、同項第3号中「前項第17号」を「前項第20号」に改め、同条第3項中「第15号から第24号まで、第26号及び第29号」を「第15号から第27号まで、第29号及び第32号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市公衆浴場法施行条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後になされた申請に係る法第2条第1項の許可について適用し、同日以前になされた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に法第2条第1項による許可を受け、又は同項における許可の申請がなされている施設については、新条例第4条第1項第19号の規定は、この条例の施行の日以後初めて当該構造設備を変更するまでの間は、適用しない。

（旅館業法の施行等に関する条例の一部改正）

4 神戸市旅館業法の施行等に関する条例（平成16年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第11号中「第16号」を「第17号」に、「同項第17号」を「同項第20号」に改める。

理 由

公衆浴場における水質基準等に関する指針及び公衆浴場における衛生等管理要領の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市公衆浴場法施行条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(公衆浴場について講ずべき措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 浴槽は、浴槽水を浴槽外に設置したろ過器でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けたときは1月に1回以上洗浄し、循環ろ過装置を設けないときは毎日洗浄すること。

(15) 浴槽は、毎日完全に排水し、及び洗浄すること。ただし、次に掲げる措置を講じる場合は、1週間に1回以上完全に排水し、及び洗浄することとする。

ア 浴槽水を浴槽外に設置したろ過器（微細な粒子、繊維その他これらに類するものを除去する装置をいう。以下同じ。）でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けた場合

イ 浴槽水の性質上、循環ろ過装置を設けることができない場合で、かつ、浴槽水の清浄を保つ措置として規則で定める措置を講じている場合

(16) 浴槽水は、その性質に応じた有効な方法で消毒を行うこと。ただし、循環式の浴槽を設けていない場合で、かつ、適切な衛生管理がされている場合はこの限りでない。

(16) 循環ろ過装置のろ過器は、1週間に1回以上洗浄すること。

(17) 循環ろ過装置を設ける場合は、次の措置を講じること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上洗浄すると

(17) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の

ともに、適切な方法で定期的に生物膜を除去すること。

イ 循環配管（浴槽水を循環させるための配管をいう。）は、適切な方法で定期的に生物膜を除去すること。

(18) 入浴設備の清掃及び消毒については、第15号及び第17号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に従い、適切な方法で行うこと。

ア 水位計配管（水位計に通じる配管をいう。）は、定期的に消毒を行い、生物膜を除去すること。

イ シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

ウ シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを1年に1回以上洗浄及び消毒すること。

エ 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪その他比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）は、毎日清掃し、及び定期的に消毒すること。

オ 貯湯槽（湯水を貯留する槽をいう。）は、定期的に清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。

カ 上記以外の設備については、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(19) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

(20)

用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水（以下「水道水」という。）を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準（大腸菌群及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。）について、適用しないことができる。

大腸菌，大腸

菌群及びレジオネラ属菌

ア 原水，原湯，上り用水及び上り用湯

略	略
<u>過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>1リットルにつき10ミリグラム以下であること。</u>
<u>大腸菌群</u>	<u>50ミリリットル中に検出されないこと。</u>
略	略

<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>全有機炭素（TOC）にあっては1リットルにつき3ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあっては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。</u>
<u>大腸菌</u>	<u>検出されないこと。</u>

イ 浴槽水

略	略
<u>過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>1リットルにつき25ミリグラム以下であること。</u>

<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン</u>	<u>全有機炭素（TOC）にあっては1リットルにつき8ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費</u>
---------------------------------	---

略	略

(18) ~ (30) 略

2 法第3条第2項の規定による条例で定めるその他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 熱気等を使用する入浴設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

オ 熱気室にシャワー又は浴槽を付設し、
前項第17号の基準に適合する水及び湯を供給すること。

(2) 略

(3) 温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設け、前項第17号の基準に適合する水及び湯を供給すること。

(4) ~ (12) 略

3 第1項第4号、第9号から第12号まで、第15号から第24号まで、第26号及び第29号の規定は、その他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準について準用する。

4, 5 略

<u>酸カリウム消費量</u>	<u>量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。</u>

(21) ~ (33)

前項第20号

前項第20号

第15

号から第27号まで、第29号及び第32号

(参考 2)

神戸市旅館業法の施行等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)

第8条 法第4条第2項に規定する条例で定める
措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 浴槽は神戸市公衆浴場法施行条例（平成
24年12月条例第43号）第4条第1項第15号及
び第16号に掲げる基準に、浴用の水及び湯は
同項第17号に掲げる基準にそれぞれ適合する
ものであること。

第17号

同項第20号

(12) 略

2, 3 略